

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

矢部川水系河川整備計画【国管理区間】（以下、「本計画」という。）の計画対象区間は、矢部川水系の国管理区間（河川法第9条第2項の規定による指定区間を除く区間）とします。

表 3.1.1 河川整備の計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長
やべかわ 矢部川	左岸：福岡県山門郡瀬高町大字 廣瀬字堤谷 739 番の 2 地先 右岸：八女市大字矢原字二ノ辻 561 番の 1 地先	海に至る	19.4km
はえがわ 飯江川	福岡県山門郡瀬高町大字太神字 中島 2727 番の 3 地先の町道橋	矢部川への合流点	3.6km
くすだかわ 楠田川	左岸：福岡県三池郡高田町大字江浦字 立花 1762 番の 1 地先 右岸：福岡県三池郡高田町大字徳島字 安政 1067 番地先	矢部川への合流点	0.2km
河川計			23.2km

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3.2 河川整備計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね 20 年間とします。なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。